

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第45条第6号」を「第45条第8号」に、「第5号」を「第7号」に改め、同条第1号中「あつては1年」を「あつては2年」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（同条第1号の卒業生にあつては1年以上、同条第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「もしくは第2号に規定する課程および学科目又は第3号もしくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「及び」を「および」に、「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (4) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する

者に限る。)

第27条中「同条第2号および第3号」を「同条第1号から第3号まで」に改め、同条第1号中「第4号」を「第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条第2号中「第46条第2号」を「第46条第1号もしくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 建設業法施行令第37条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。